北海道科学大学大学院特別研究生規程

(目 的)

第1条 この規程は、北海道科学大学(以下「本学」という。)大学院学則第49条に基づく特別 研究生に関し必要な事項について定める。

(出願資格)

第2条 出願資格は大学院修士課程を修了、又はこれと同等以上の学力があると本学が認めた者とする。

(出願の受付)

第3条 出願期間は所定の期日までとし、出願の受付は3月及び9月の年2回とする。

(出願)

- 第4条 特別研究生として入学を志願する者は、あらかじめ指導教員の内諾を得て、次の各号に 掲げる書類に本学大学院学則別表3に定める入学検定料を添えて所定の期間内に願い出なけれ ばならない。ただし、本学大学院修了生の場合は、第3号(ただし修了後3年未満の場合)の 書類を欠くことができる。
- (1) 願書(本学所定のもの)
- (2)履歴書
- (3) 最終学校の卒業(修了) 証明書及び成績証明書
- (4) 所属長承諾書 (勤務先を有する者)
- (5)健康診断書

(入学選考)

第5条 入学の選考は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(入学手続)

- 第6条 合格者は、指定された期日までに所定の書類を提出し、本学大学院学則別表3に定める 入学金及び授業料を納めなければならない。ただし、授業料については、4月、7月、10月、 1月の4回に分けて納めることができる。
- 2 既納の授業料等は、いかなる理由があっても返還しない。

(身分証の交付)

第7条 入学手続きを完了した者には、入学を許可し、身分証明書を交付する。

(研究期間)

第8条 研究期間は原則として1年とする。ただし引き続き研究をしようとするときは、所定の手続きをとらなければならない。

(退 学)

第9条 特別研究生が退学しようとするときは、学長に願い出て、許可を受けなければならない。2 退学のときにおける授業料は、在籍していた月分までの徴収とする。

(研究成果の報告)

第10条 特別研究生は研究終了後、研究成果を指導教員を経て学長へ報告しなければならない。

(研究証明書)

第11条 特別研究生から願い出があったときは、研究事項についての研究証明書を交付することができる。

(規程の準用)

第12条 特別研究生については、この規程に定めるほか学則及びその他の規程を準用する。

(規程の改廃)

1

第13条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成4年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

この規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。

- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。

本学大学院学則別表3

項 目	金額	備考
入学検定料	10,000円	
入 学 金	10,000円	ただし、本学の卒業生及び修了生は免除する。
授 業 料	10,000円	月額